

九州大学百年史 第1巻 : 通史編 I

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1801084>

出版情報 : 九州大学百年史. 1, 2017-03-31. 九州大学
バージョン :
権利関係 :



第 2 章 九州帝国大学の創立

第 1 節 九州帝国大学の創立

(1) 九州帝国大学の創立

帝国大学特別会計法の問題点

「帝国大学特別会計法」の制定にいたるまで、東京・京都の両帝国大学をはじめ官立諸学校の会計制度は 1890（明治 23）年制定の「官立学校及図書館会計法」の下にあり、各々の学校が独立した特別会計的運営を行っていた。そのため、帝国大学の財政は一般会計の予算編成に左右されることが多く、帝国大学は他の学校に比べて経済的に相当優遇されていたものの、財政的自主性は必ずしも確固たるものではなかった。

第 23 回帝国議会での議論を経て、1907（明治 40）年 3 月 25 日、法律第 19 号をもって「帝国大学特別会計法」が公布された。

法律第十九号

帝国大学特別会計法

第一条 東京帝国大学及京都帝国大学ハ資金ヲ所有シ政府ノ支出金、資金ヨリ生スル収入、授業料、寄附金其ノ他ノ収入ヲ以テ其ノ一切ノ歳出ニ充ツルコトヲ許シ特別ノ会計ヲ立テシム

第二条 前条ノ政府支出金ハ東京帝国大学ニ在リテハ毎年度金百三十万円、京都帝国大学ニ在リテハ毎年度金百万円トシ一般会計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

第三条 各帝国大学ノ資金ハ政府ヨリ交付シ又ハ他ヨリ寄附シタル動産及不動産並歳入残余ヨリ成ル

第四条 帝国大学ノ歳出ニ充ツル為必要アルトキハ其ノ資金ヲ支消スルコトヲ得但シ用途指定ニ係ル資金ニ付テハ用途指定者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五条 政府ハ毎年各帝国大学ノ歳入歳出予算ヲ調製シ歳入歳出ノ総予算ト共ニ之ヲ帝国議會ニ提出スヘシ

第六条 各帝国大学ノ予算中ニハ會計法第七条ノ予備費ヲ設クヘシ

第七条 帝国大学ニ於テ外国ヨリ直接ニ図書、機械、標本及実験用材料ノ買入ヲ為ス場合ニハ前金払ヲ為スコトヲ得

第八条 寄附金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ条件ニ従ヒ之ヲ使用スヘシ

第九条 奨学ヲ目的トスル寄附金ハ帝国大学総長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

第十条 委任經理ニ係ル會計ノ検査ハ會計検査院法第十六条ニ依ル

第十一条 帝国大学ノ収入支出ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ明治四十年年度ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際各帝国大学ニ於テ従来資金トシテ所有スル動産不動産ハ総テ之ヲ資金ニ編入スヘシ

「帝国大学特別会計法」の制定により、定額政府支出金制度を採用し大学財政の自主独立がみとめられた。これにより、大学経費の大部分に相当する政府支出金を明示して、毎年度の一般会計総予算の編成に左右されることを最小限にいとめ、これに大学自らの収入金を合わせて大学は自己責任において予算編成を成し得ることとなった。こうして、帝国大学とその他の文部省直轄諸学校とを区分して2つの特別会計法を制定し、大学の自治と学問研究の発展を財政的側面から強化・促進していったのである。

帝国大学特別会計法の改正

1911（明治44）年3月23日、法律第22号をもって「帝国大学特別会計法」が改正公布された。この改正により、東京帝国大学および京都帝国大学に加えて東北帝国大学・九州帝国大学にも同法が適用されるようになった。従来、九州帝国大学の工科大学、東北帝国大学の農科大学・理科大学はともに「学校及図書館特別会計」に属しており、京都帝国大学福岡医科大学は京都帝国大学特別会計に属していた。この改正により、九州帝国大学・東北帝国大学はそれぞれ特別会計をたてることとなった。

法律第二十二号

帝国大学特別会計法中左ノ通改正ス

第一条中「東京帝国大学及京都帝国大学」ヲ「東京帝国大学、京都帝国大学、東北帝国大学及九州帝国大学」ニ改ム

第二条 前条ノ政府支出金ハ東京帝国大学ニ在リテハ毎年度金百三十五万八千八百三十八万円、京都帝国大学ニ在リテハ毎年度金八十四万円トシ東北帝国大学及九州帝国大学ニ在リテハ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ一般会計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

第十二条 第六条ノ規定ハ東北帝国大学及九州帝国大学ニ関シテハ之ヲ適用セス

附 則

本法ハ明示四十四年度ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際学校及図書館資金ニシテ東北帝国大学農科大学及東北帝国大学理科大学ノ用ニ供スルモノハ東北帝国大学ノ資金ニ、京都帝国大学資金ニシテ福岡医科大学ノ用ニ供スルモノ並学校及図書館資金ニシテ九州帝国大学工科大学ノ用ニ供スルモノハ九州帝国大学ノ資金ニ編入スヘシ

明治四十三年度京都帝国大学特別会計歳入歳出予算中翌年度ニ繰越ヲ要スルモノニシテ福岡医科大学ニ関スルモノハ九州帝国大学特別会計ニ繰

越スヘシ

東北帝国大学及九州帝国大学工科大学ノ創立費ハ第一条ノ規定ニ拘ラス
一般会計ノ所属トス

この改正では、その第2条で、東北帝国大学と九州帝国大学には政府支出金の金額を明示せずに毎年予定中の一般会計から繰り入れることが規定された。ただし、九州帝国大学をはじめ両大学ともに創設中であることから、東京帝国大学や京都帝国大学のように法律をもって政府支出金の額を確定することは難しいため、両大学に対する政府支出金は毎年予算をもって定めることとされた。これについて、1911年2月17日の第27回帝国議会貴族院本会議で文部大臣小松原英太郎は、

九州ニ於ケル工科、東北ニ於ケル理科大学ハ尚ホ創設中ニ属シマシテ、
其支出金額ガ、完成ノ上デナケレバ確定スル訳ニ参リマセヌノデ、両三
年……当分ノ間、其会計経理ノ方法ハ、毎年度予算ニ定ムル所ニ依ッテ、
一般会計ヨリ繰入レマシテ、之ヲ経理イタシテ参ル必要ガアルノデゴザ
イマス、

と理由を説明している（資料編I-124、p.308）。

しかし、これ以降、「帝国大学特別会計法」の第2条の規程については、北海道帝国大学が追加されただけでその趣旨に変更はなく、第6条および第12条の規定によって九州帝国大学と東北帝国大学には予備費を設けることが認められないままとなった。そのため、九州帝国大学と東北帝国大学は、東京帝国大学や京都帝国大学にくらべて財政上の特権はかなり弱いものとなったが、特別会計法の許す範囲内での自由裁量がきいたため大学の維持・拡充にはきわめて都合が良かった。

帝国大学特別会計法改正を審議した第27回帝国議会貴族院本会議（1911年2月17日）では、同法の改正よりも帝国大学の構成単位に関する問題に審議が集中した。伊澤修二は、

従来帝国大学ト云フモノハ、法科、理科、文科、医科、ソレダケノ四分

科ガ備ハラナクテハ帝国大学トハナラナイト云フコトニナツテ居ルノデ
ゴザイマスガ、唯今文部大臣ノ仰シヤル所デハ、東北大学ハ医科、農科、
理科デアアルニ拘ラズ、帝国大学ト認メルト云フヤウニ御説明ニナツテ居
リマスガ、イツカサウ云フコトニ変リマシタノデスカ

と述べ、2分科大学で構成される九州大学と東北大学を帝国大学と認めてよ
いのかどうかという質問がなされた。これに対し、小松原文相は「二分科以
上包含スル所ノモノデアレバ之ヲ帝国大学トシテ、帝国大学特別会計法ヲ適
用シテ宜カラウト考ヘマス」と述べ、九州帝国大学と東北帝国大学について
は漸次完成を図っていくとした（資料編Ⅰ-124、p.308）。こうして、帝国
大学の構成単位の最低条件としてそれまで4分科主義を貫いてきた文部当局
がはじめて帝国大学の構成単位として2分科大学を認め、ここに公認された
のである。

(2) 九州帝国大学官制公布と諸規則の制定

九州帝国大学官制の公布

1911（明治44）年3月30日、勅令第43号をもって九州帝国大学官制が
定められ4月1日より施行された。これと同時に勅令第45号により、京都
帝国大学福岡医科大学は1911年4月1日より九州帝国大学医科大学となっ
た。この官制は、1946（昭和21）年4月に帝国大学官制に統合されるまで
改正を重ね、九州帝国大学の骨格となった（資料編Ⅰ-127、pp.326-328）。

九州帝国大学官制

第一条 九州帝国大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

総長

事務官

学生監

書記

第二条 総長ハ一人勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ帝国大学令ノ規定ニ依リ九州帝国大学一般ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ統督ス

総長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具狀シ判任官ニ關シテハ之ヲ專行ス

第三条 事務官ハ專任一人奏任トス総長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

第四条 学生監ハ帝国大学又ハ分科大学ノ高等官ノ中ヨリ之ニ兼任ス
学生監ハ総長ノ命ヲ承ケ学生ノ取締ニ關スル事ヲ掌ル

第五条 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

九州帝国大学及分科大学書記ハ通計專任十七人ヲ以テ定員トス

第六条 分科大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

教授

助教授

助手

書記

第七条 教授ハ專任三十九人奏任又ハ勅任トス各分科大学ニ置ク所ノ講座ヲ担任シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ分科大学長及医科大学附属医院長ニ補セラレタル者ハ講座ヲ担任セサルコトアルヘシ

第八条 助教授ハ專任十七人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス
講座ヲ担任スル助教授ハ前項ノ定員外ニ置クモノトス但シ講座ヲ分担スル助教授ハ此ノ限ニ在ラス

第九条 助手ハ專任五十六人判任トス教授助教授ノ指揮ヲ承ケ學術技芸ニ關スル職務ニ服ス

第十条 第六条職員ノ外各分科大学ニ学長一人ヲ置キ其ノ分科大学教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

分科大学長ハ帝国大学令ノ規定ニ依リ総長監督ノ下ニ於テ各其ノ分科大学ノ事ヲ掌ル

第十一条 医科大学附属医院ニ医院長ヲ置キ医科大学教授ヨリ文部大臣
之ヲ補ス

医院長ハ医院ノ事務ヲ掌理ス

第十二条 医科大学附属医院ニ薬局長専任一人ヲ置ク奏任トス
薬局長ハ医院薬局ノ事務ヲ掌理ス

第十三条 医科大学附属医院ニ薬剤手専任四人ヲ置ク判任トス
薬剤手ハ薬局長ノ指揮ヲ承ケ医院薬局ニ関スル職務ニ服ス

附 則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

九州帝国大学工科大学官制ハ之ヲ廃止ス

本令施行ノ際現ニ九州帝国大学工科大学ノ教授又ハ書記ノ職ニ在ル者別
ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各九州帝国大学工科大学ノ教授又ハ書
記ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ京都帝国大学福岡医科大学ノ教授、助教授、附属医院
薬局長、助手、書記又ハ附属医院薬剤手ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付
セラレサルトキハ各九州帝国大学医科大学ノ教授、助教授、附属医院薬
局長、助手、書記又ハ附属医院薬剤手ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタル
モノトス

こうして、九州帝国大学の職員として、総長（勅任）、事務官（奏任）、学
生監、書記（判任）、分科大学に教授（奏任または勅任）、助教授（奏任）、助
手（判任）、書記（判任）が置かれることとなった。その定員は、総長・事務
官は各 1 名、学生監は高等官中より兼任、書記は九州帝国大学および分科大
学を通して 17 名、教授は 39 名、助教授は 17 名、助手は 56 名とされた。ま
た、各分科大学に置く学長 1 名は、文部大臣がその分科大学教授からこれを
補することとされた。くわえて、医科大学附属医院には医院長をおき、医科
大学教授から文部大臣がこれを補すこととし、附属医院には薬局長（奏任）
1 名、薬剤手（判任）4 名を置くこととされた。

同附則をもって九州帝国大学工科大学官制は廃止され、工科大学の職員および京都帝国大学福岡医科大学の職員はそのまま九州帝国大学工科大学・医科大学の職員となった。

九州帝国大学通則の制定

1911（明治44）年7月18日、九州帝国大学通則が制定された（資料編Ⅰ－140、pp.337-343）。同通則は全5章で附則78条から成る。その内容は、第1章が学年・休業等の学年暦関係、第2章が分科大学に関する事項、第3章が大学院に関する事項、第4章が特選給費学生に関する事項、そして第5章が奨学資金に関する事項、附則である。

学生の入学については、「高等学校大学予科ニ於テ志望相当学科ヲ卒業シタル者」とし（第5条）、欠員がある場合に限り他の帝国大学学生で同一学科に転学しようとする者、文部大臣において高等学校大学予科同等以上と認められた学校の卒業者、そして、大学予科学力検定規程によって大学予科卒業者と同等以上の学力があつて検定を受けた者、大学において臨時施行する入学検定試験に及第した者とされた（第6条）。なお、学生の授業に関する規程については分科大学においてこれを定めるものとされた（第15条）。

こうして、九州帝国大学官制の公布と通則の制定により、九州大学は医・工兩分科大学を有する帝国大学として誕生した。『福岡日日新聞』は、「九州大学の独立」と題して九州帝国大学誕生の意義を以下の様に論じ、その設立に大きな期待をよせた（資料編Ⅰ－145、pp.349-350）。

九州帝国大学官制は、一昨日勅令を以つて公布され、工科大学講座も、来る九月を以つて其開始を見るべしと云へば、従来京都帝国大学に隷属せし福岡の大学は茲に始めて九州大学として独立的体統を備具するものにして、吾人は吾帝国の為に、此文運の發達を祝し、併せて吾九州の為に多年の希望の実にされたるを喜ばずんばならず。夫れ大学的制度の国運に裨益する所の多きは、今更絮説を要せざる所にして、邦家の盛衰、

世道の隆汚、実に之が存否と善悪によりて分るゝものあり。是を以て世界列邦の力を大学の増設と其改善に致すや頗ぶる大に、其国民の智識の程度と、文化の進否は、一に大学制度の發達如何を以つて之を代表せしむるに至れり。今日吾帝国の人文の進歩は、大体に於て決して列邦の下位に在るものにあらず。唯吾国従来の方針が、力を下よりして上に及びず在りしを以つて、帝国の大を以つてして、僅かに東西二大帝国大学を有し、為に学運の趨向、下に伸びて上に屈し、帝国目下の振興に副ふに足らざる所ありしは、識者の曾てより慨歎措かざりし所なり。然るに今や時來り、機熟し、九州、東北の二大学を併せて四個の帝国大学を有するに至りしは邦家の為に慶すべき事なりと云はざる可からず。思ふに吾帝国に於ける大学制の方針は儼として大学令の上に存し、吾九州大学も亦一に之に率由すべきは固より言を待たざる所、而かも境と人の相接する所、勢と時の相待つ所、何れの大学と雖、一種國有の色彩を帯ざる無きを思へば、吾九州大学が、新総長の指導の下に時代の要求に応ずるに足る摯実健剛の氣風を養成し以て、九州大学の名声を發揚すべきは吾人の信じて疑はざる所なり。近時欧米の風潮を按ずるに、大学の余力を善用し、利用し、以つて一般民衆の智識を普及するに資せんとするの傾向増加しユニヴァーシティー・エクステンションの制を始め、大学を中心とせる宗教、文学、美術、其他の技芸の發達を目的とせる各種の組織、集合の企画せらるゝもの甚尠なからず。此種の利益は大学所在地の人民の幸に享有する恩沢にして、吾九州人民は此点に於ても亦大に喜ぶ所無かる可からざるなり。要するに九州大学に今回の独立たる、九州の文運に向つて一大時期を劃したるものにして、吾国の学界の中央集中の趨勢は、此大学の地方的独立によりて其幾分を撓むるを得べく比年来九州方面の偉大なる物質的有形的の進歩は、此無形的學術的大設備によりて其欠陥を補ふを得べく、斯くの如くにして文質相待つて進まば、吾九州人士の大学を希望したる意全く邦家に貢獻する所尠少ならざるや知るべ

きなり。

(3) 山川総長の着任

山川健次郎の総長着任

九州帝国大学は創設をみたものの、医科・工科の2分科大学だけの小規模な大学で、帝国大学としては未成熟な大学と言わざるを得なかった。九州帝国大学と東北帝国大学の盛衰は主として初代総長の手腕にかかっているため、文部大臣小松原英太郎をはじめ文部省当局はその人選に苦心した。その結果、九州帝国大学に山川健次郎、東北帝国大学に澤柳政太郎をすえることが最適であるということになった。

1854（寛永7）年、会津藩家老職の三男として誕生した山川は、戊辰戦争の際には一時白虎隊に編入されていたことがあり、後に沼間守一に学んだ。北海道開拓使の留学生として1871（明治4）年から4年間アメリカのイェール大学に留学し物理学を修め、1888年には日本最初の博士の1人として理学博士号を授与された。帰国後、東京開成学校・東京大学理学部の教授となり1893年9月に理科大学長、1901年には東京帝国大学の総長に就任した。1905年にいわゆる七博士事件で東京帝国大学総長を辞任した後、1907年には日本で最初の私立実業専門学校である明治専門学校（現九州工業大学）総裁に就任した。

山川は、重厚・剛直の気性と至誠公平一転の私心を挟まない態度で全学を統制し名総長の聞こえ高く、また、戊辰戦争による亡国の経験から生涯強い愛国心と尚武心を持った教育者でもあった（折田悦郎「九州帝大の創立と初代総長」、九州大学百周年記念事業推進室編『九州帝国大学初代総長山川健次郎』、2011年、p.8）。日露戦争の記念に数百万円を費やして大凱旋門を建設しようという報が伝わった時、山川は、「九州に理・工・農の3分科大学を設立して、既設福岡医科大学と合して九州大学を構成」せよと九州・北海道

の2大学の完成を主張している（「凱旋門の建設」、『東京日日新聞』1906年8月28日。故山川男爵記念会編『男爵山川先生遺稿』、1937年、pp.435-436）。こうして、学界・教育界に声望高い山川を、文部当局が新設九州帝国大学の総長に擬したのは当然であった。1910年12月、文相小松原英太郎や東京帝国大学総長の浜尾新らは、再三書面や直談で山川の出馬を懇請し説得につとめた。

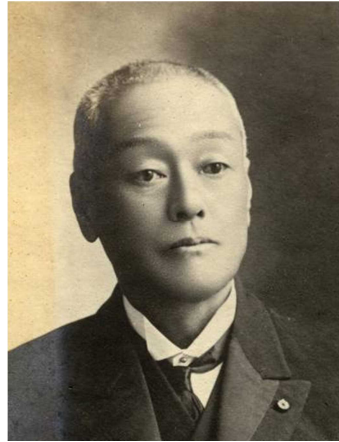


図 2-1 初代総長 山川健次郎

1911年1月、山川は関係者の熱心な説得により明治専門学校総裁兼任を条件として九州帝国大学総長の就任を受諾した。総長就任の内命を受けた山川は、さっそく、工科大学長中原淳蔵と医科大学長後藤元之助に上京を求め、九州帝国大学の体制を整えるための大綱を審議した。

各訓示の内容

1911（明治44）年4月8日、山川は福岡に赴任し、19日には教授職員一同に九州帝国大学総長として着任披露を兼ねた初訓示を行った。この訓示では、

大学の学生は何れも丁年以上のものであるし又高等普通教育を受けた国内の俊秀であるから、ものゝ道理は一ト通り判つて居るのは申すまでも無い、〔中略〕彼等をして正道を踏み正義に抛らしむるのは只諸君が身を以て率ゐて正道正義を実践躬行せらるゝ外に道は無いと思ふのであります、〔中略〕故に諸君に於ては一挙一動一言一句も苟もせぬと云ふ心持で居られ其の教へらるゝ学問は何たるを問はず只其学問を教ふるものとのみ考へられず修身倫理をも兼て授業するものと考へて事に当られんこと

を希望するのであります、医科大学、工科大学に於ては実験場があつて教授と学生等の相接近し得る機会は法科大学、文科大学などに比べまして甚だ多いのでありますから従つて薫育も大に行はれ易いのであります、諸君に於ては身を以て率ゐると云ふことを忘れられざらんには勅語の御趣意も自ら徹底することゝ思ひますから諸君に於て深く思慮あらんことを庶幾するのであります、是は我輩が東京に居た時感じた事でありますが我邦授業の有様を見るのに学生は単に教授の講義にのみたよりまして自ら研究するといふ考が少いかと感ぜらるゝのであります、自ら研究すると云ふ精神は低い学校の生徒にさへ必要な事でありますから況して大学の学生には欠くべからざる精神であらうかと考へられる、研究心を誘起するのは一に諸君の考へ次第と思ふのでありますから何卒此方に学生の精神が向く様にお骨折あらんことを希望するのでありますとし、学生に対して単に学問を教授するだけでなく身を以て範を学生に示すことの重要性を説いた（資料編Ⅰ-142、p.344）。

また、同月 22 日には福岡医科大学から九州帝国大学医科大学に移属された学生に対し以下のような訓示を行った（資料編Ⅰ-143、pp.345-347）。

学生諸子、我輩今回本大学ノ総長ニ任セラレタルニ依リ本日始メテ諸子ト此処ニ会見スルハ我輩ガ最モ満悦スル所デアルガ、爰ニ就任ノ始メニ於テ一言以テ諸子ニ訓示セント思フ。

今我日本ニ四個ノ帝国大学ガアルガ、其ノ学生ノ総数ハ思フニ五千以内デアロフ。然ラバ我ガ帝国ノ人口ヲ五千万トスルト人口壱万ニツキ僅ニ壱人ノ帝国大学々生ヲ出ダス割合デ洵ニ少数ト云ツテ宜イノデアル。斯ク多クノ人ノ内ヨリ選抜サレテ帝国大学ノ学生ト為リ、国内無数ノ青年者カラ羨望サレル諸子ノ光荣ハ多大ノモノト云ハンケレバナラン。諸子ハ国内一般ノ青年カラ手本トシ之ニ習ハントサレタルノデアル。帝国人民ハ帝国ノ未来ヲ大学生ニ托セント期待シテアルノデアル。朝ト云ハズ野ト云ハズ凡テノ要職要務ハ大学生ノ来ツテ満タサン事ヲ待ツテ居ル

ノデアル。〔中略〕

現時学生ノ学風ハ只単ニ教授ノ講義ニノミ依頼シテ自ラ研究スル精神ニ乏イ感ガアルカノ様ニ考ヘラレル。〔中略〕

或ル英国人ガ嘗テ我輩ニ語ツタ事ガアル。「日本ノ学生ハ「ハウ」ト云フ事ハ深く注意スルガ「ホワイ」ト云フ問ヲ余リ発セン」ト。〔中略〕是ト云フモ明治ノ始メ新知識ヲ求ムルニ汲々タルノ余リ深く是ヲ研究スル余地ノナカツタ為ニ一時起ツタ弊風ノ名残デ、是ガ決シテ我国人ノ固有性テハナイコト、思フ。勿論諸子ニ在ツテハ斯様ナ弊風ガナイコト、思ハレル。ト云フノハ後藤学長ノ話ニヨリ又校友会ノ雑誌ヲ見ルト、我医科大学学生ノ新研究ヲ為ルコトニハ極メテ熱心デアルコトガ判ルノデアル。学生ノ新研究ヲスルノハ東西両京ノ大学デモ稀レニ見ル所デアルガ、斯ク我ガ学生ノ新研究ノ結果ガ陸続公表セラレルノハ実ニ悦バシキ事デアル。是デ見ルモ我ガ学生ハ只単ニ教授ノ講義ニノミ依頼スルモノデナク充分ニ学問研究ニ従事スルモノデアツテ、前述ベタ弊風ノナイコトガ判ルト思フ。此研究精神ノ有無ガ即チ大学ト他ノ学校トノ差ノアルトコロデアルカラ、此学風ハ我ガ大学生ガ其ノ本分ヲ尽シテ居ルコトヲ証明スルモノデアルニヨツテ、永ク保存センケレバナラン所ノモノデアル。又此学風ノ維持ニハ大学ニ於テハ出来得ル限りノ助力ヲ与フル考デアル。又現時青年学生ノ通弊ノーツハ試験学問ヲスルコトデアル。学問ノ為メニ学問ヲセンデ試験ニ通過スル為メニ学問ヲスル。〔中略〕諸子ハ勿論前申ス如ク研究学問ニ熱心ナモノデアルカラ試験ナドニ目ヲクレズ、学問ノ為メニ学問セラルハ我ガ輩ノ信スル所デアルガ、猶注意サレン事ヲ希望スルノデアル。

又有名ナ話デアルガ、或ル英国人ガ完全ナ人間ハ **Everything of Something** ヲ知り、**Something of Everything** ヲ知ランケレバナラン、即チ或ルコトノ全部ヲ知り、又凡テノコトノ一班ヲ知ツテ居ランケレバナラント云ツタコトガアル。別辞デ申セバ己ガ専門ノ学問ヲ蘊奥ヲ極メ、

合セテ他ノ凡テノコトニ対シテ一応ノ知識ヲ有シテ居ランデ、即チ修養ガ広クナケレバ完全ナ士ト云フ可カラズト云フ事デアル。〔中略〕多方面ニ趣味アル知識アル人ヲ養成スルト云フノガ綜合大学ノ設置セラル、所謂デアリ、同ジ理由ニ依ツテ如シ寄宿舎ガ出来タラ——寄宿舎ハ是非急ニ作りタイト思フ——其中ニ於テハ各分科ノ学生ヲバ可成雑居センメタイト思フ。己レノ従事シテ居ル学問以外ノ学問ヲ研究スル人ト接スルト自然ニ他方面ニ趣味ヲ起コシ知識ヲ増ス利益ガアリ、従テ完全ナ士ヲ養成スルコトガ出来ルト思フカラデアル。

両訓示を通して山川は、大学における真の自由研究と学生の人格修養の必要性を説いた。さらに、試験学問の弊害を指摘し、「学問ノ為メニ学問セラル、ハ我が輩ノ信スル所デアル」として、試験という制度は不要であるとの見解を示した。こうして、自己の専門の学問の蘊奥をきわめるとともに他の全てのことに對しても一応の知識をもつ人物を養成し、総合大学の実を挙げんとする所信が披露され、九州帝国大学は剛健真摯の学風をもってその基礎を確立しようとしたのである。

第2節 九州帝国大学の整備

(1) 工科大学の校舎整備

校舎の火災

1907（明治40）年度の政府予算にはじめて工科大学の建築予算が計上され、1907年から1908年にかけて校舎の設計が行われた。翌年1909年には測量設計や敷地周囲の仮囲いのほか、急用建物工事などが行われ、1910年6月から建築工事に着工した。1911年2月には学生控所と食堂を新築、同年6月には事務室と附属屋が落成した。

しかし、その翌月の7月25日、新築の南教室1棟が火災にあい、約1時間半の間に同教室は全焼した。建坪518坪、工費3万2370円余を要した建物で、損害価格は約3万7000円といわれた。大



図2-2 大正期の工科大学本館

体の工事を終えわずか200円程度の残工事中の火災であった。

南教室階上の東側講義室の床下、すなわち、土木助手室の天井裏で職工2名が排給水鉛管工事に従事していたところ、ハンダの溶解用に使用していたガスランプの空気入口が破裂し建物に燃え移ったことが出火の原因である。うち続いた炎暑で空気が乾燥していた上に、北風の微風が加わり水利も悪いという悪条件が重なったうえでの火災であった。ただし、南教室は製図室が主であったため椅子とテーブル位の他は貴重な機械類の装置もなく、建物以外の損害は割合に軽微であった。

鎮火後、工科の教授はただちに教授会を開き善後策を講じた。夏期休暇のため帰京していた山川総長は、この火災の報を受け、ただちに文部省に出頭して善後策を講じるとともに、大学から森書記官を呼び対策を協議した。

消失した南教室は、土木学科、機械学科、電気学科の授業に使用することになっていたので、各学科使用教室を相互に按配し、9月の授業開始に差し支えないような態勢を整えた。教室の再建は出費約4万2000円余を予備費から支出することとし、翌1912年3月の完成にむけて技師矢島一雄が設計にあたった。なお、1911年11月には倉田謙が九大技師として来任し、矢野に代わって設計に取り組んだ。

校舎の再建と整備

1912（明治45）年1月に講堂が落成し、3月には南教室を第1分館、従来の応用化学分教室を第2分館、そして採鉱学科・冶金学科分教室を第3分館とそれぞれ改称した。同（大正元）年12月には、採鉱冶金学教室、応用化学教室、気缶室、機械実験室、電力実験室、原動発電機室、蓄電池室、水力実験室、鉱石室などの古河家寄附にかかるものを文部省から引きわたされた。

1913年8月には1911年12月に起工した本館の一部が竣工し、附帯工事その他すべて竣工したのは翌1914年に入ってからであった。建坪総数1123坪（約3712m²）、工費31万2799円を要した。土木・機械・電機・応用化学・採鉱・冶金の6学科教室はすべて本館に包括し、第1分館・第2分館・第3分館は分教室として製図室・実習室等として使用することとなった。工科大学建物の総坪数は3370坪5合（約1万1142m²）、建築費総額は70万6250円であった。

（2）工科大学の授業開始

工科大学への教授の着任

九州帝国大学は福岡医科時代から通算してもその歴史は浅く、教授も比較的年少で東京帝国大学に比べると設備の充実も十分であるとは言い難かった。そのため、入学志願者は東京に集中する傾向があることから、九州大学では教授陣の充実と諸設備の拡充が課題であった。山川総長の持論は「現在の地方の大学は東京大学と同一の規模に作る事が必要である」というもので、新設九州帝国大学を伝統ある東京帝国大学や京都帝国大学に比肩させるべくその体制が整えられていった。

1911（明治44）年1月、熊本高等工業学校長の中原淳蔵、名古屋高等工業学校教授の岩岡保作・吉町太郎一、そして仙台高等工業学校教授の降矢芳

郎が九州帝国大学工科大学教授の兼任となり、東京帝国大学教授兼鉄道院技師服部鹿次郎・渡辺芳太郎、東京帝国大学工科大学教授末広忠介、同助教授荒川文六・西川虎吉が九州帝国大学工科大学教授に任ぜられた。翌2月には、宇佐美桂一郎が同教授に任じられた。

この後、1911年4月1日の任命で工科大学の各講座の担任が決定した。中原淳蔵は工科大学専任教授となり、同時に工科大学長に補せられ機械工学第一講座担任となった。岩岡保作は機械工学第二講座、伊東栄三郎は応用化学第三講座、中沢良夫は同第四講座、服部鹿次郎は土木工学第一講座、渡辺芳太郎は採鉱学第一講座、末広忠介は冶金学第一講座、荒川文六は電気工学第二講座、宇佐美桂一郎は応用化学第二講座、西川虎吉は応用化学第一講座をそれぞれ担任することとなった。同月15日には、東京帝国大学工科大学助教授の君島八郎が教授として着任し、土木工学第三講座の担任となった。任命を受けた教授のうち、学長の中原をはじめ、服部・岩岡・西川・荒川らは、4月ただちに福岡に着任し工科大学の開講準備にとりかかった。また、伊東・中沢らも夏期休暇を全廃してその準備に加わった。

7月5日には、京都帝国大学理工科大学助教授の小野鑑正・山口修一が教授として着任し、機械工学第三講座・同第四講座をそれぞれ担任した。また、同月14日には、吉町太郎一が土木工学第二講座担任教授に専任し、25日には高荘吉が教授に任じられ、採鉱学第二講座を担任した。くわえて、同月31日には降矢芳郎が電気工学第一講座担任教授に専任し、8月11日には大竹太郎が教授として電気工学第三講座の担任を命じられ、こうして開講の陣容は整ったのである。

工科大学の講座設置状況

1911(明治44)年3月31日、勅令第48号をもって「九州帝国大学工科大学ノ講座ニ関スル件」が公布された。これにより、土木工学3、機械工学4、電気工学3、応用化学4、採鉱学2、冶金学2、数学及力学1の合計19

講座が定められ、4月1日より施行されることとなった（資料編Ⅰ-112、p.274）。1912（明治45）年5月29日、勅令第128号における改正により物理学1、化学1、材料強弱学1、応用地質学1、建築学1の合計5講座が新設されて合計24講座となった。

その後、3講座で発足した土木工学科は1913（大正2）年に土木工学第四、1915年に同第五、1919年に同第六講座が増設されて計6講座となった。機械工学科は、4講座で発足したが、1913年に機械工学第五、1920年に同六講座が増設されて計6講座となった。3講座で発足した電気工学科は、1913年に電気工学第四、1929（昭和4）年に同第五講座が設置されて計5講座となった。応用化学科は4講座で発足し、1914年に応用化学第五、1920年同第六講座が設置されて計6講座となった。2講座で発足した採鉱学科は、1912年に応用地質学、1919年に地質学、1921年に採鉱学第三講座が増設されて計5講座となった。地質学はその後、地質学教室として独立したが、実質的には採鉱学科の一部と考えられていた。冶金学科は2講座で発足し、1913年に冶金学第三、1914年に製造冶金学講座が設置されて計4講座となった。また、1920年には、7番目の学科として造船学科が設置された。造船学科は同年造船学2講座として発足し、翌年には同第三、同第四の2講座が増設され、1922年に同第五講座が設置されて計5講座となった。

なお、共通講座は、1911年には数学及力学の1講座だけであったが、翌1912年に物理学、化学、材料強弱学、建築学の4講座が設置され、数学及力学、物理学、化学の3講座は、1914年以降理科教室と称せられるようになった。その後、1921年に数学及力学第二、物理学第二、1927年に化学第二講座が増設され理科教室は計6講座となったが、1928年には数学物理学教室と化学教室に2分された。

入試・入学生の状況

工科大学の入学者は、1911（明治44）年度は初めての募集でもあり志願

者も少数でおそらく定員に満たないであろうとの予測から、当初は6月15日の願書受付期限までに願書を提出した者については全員入学の許可が与えられていた。しかし、7月20日頃には、電気工学科・応用化学科で入学志望者が多くなり予定を超過したため、6月16日以降7月25日までに入学願書を提出した者については、願書受付の日から仮入学を許可し、高等学校在学中の成績や性行履歴等について考査したうえで正式に入学を許可する

表 2-1 工科大学年度別入学人員表（1911～15年度）

	1911	1912	1913	1914	1915
土木工学科	15	12	13	14	15
機械工学科	15	12	15	15	14
電気工学科	20	16	16	15	11
応用化学科	15	15	14	15	15
採鉱学科	9	11	15	13	14
冶金学科	8	7	11	8	11
合 計	82	73	84	80	80

出典：『九州帝国大学一覽』

表 2-2 工科大学年度別入学生入学前修業学校別人員表（1911～15年度）

	1911	1912	1913	1914	1915
一高	4	9	5	0	2
二高	8	14	5	10	2
三高	5	5	9	13	5
四高	1	1	8	2	6
五高	14	27	37	22	26
六高	4	4	3	6	3
七高	13	3	5	7	19
八高	23	10	12	22	16
その他	1	1	1	0	1

出典：『九州帝国大学一覽』

ることに決定した。こうして、土木工学科 15 名、機械工学科 15 名、電気工学科 20 名、応用化学科 15 名、採鉱学科 9 名、冶金学科 8 名の合計 82 名の

工科大学第1回生が入学し、10月4日に医科大学図書閲覧室において第1回入学生宣誓式が行われた。

1911年度の入学については、当該年度だけに適用するものとしてその入学規則を制定した。そのため、9月27日の教授会では、入学規程制定についてその取扱の方針を本格的に議し競争試験の可否を練ることとなった。その結果、6月15日までの志望者数が収容人員数を超過した学科では競争試験を実施せず、志望者の高等学校在学中の成績・性行や健康等によって考査することとし、6月16日以降の志望者がさらに超過した場合も同様の方法で考査することに決定した（資料編I-116、p.282）。

こうして、11月17日に工科大学入学規程が制定されたが、2年間の試行を経て、次のような欠点が明らかとなった。すなわち、6月15日までに入学願書を提出し成績考査を経ずに入学を許可された者は、7月31日までに入学願書を提出し成績考査を経て入学した者に比べて入学後の成績が劣るという事実であった。その背景には、志望者の多い電気・土木・応用化学等の各学科の志望者の中には、東京帝国大学工科大学における競争試験の困難を予想し無考査の規程を利用して入学しようとする者がいたということがある。そのため、上記学科には学力の劣る者が先に入学し、比較的成績が優良な者を逸することになるのは必至であった。6月15日の願書受付期限を撤廃して期限を7月31日に改める方法も考えられたが、それは、他大学の不合格者を収容することを標榜しているようなものであった。また、願書受けを7月31日までとすると、通則第2章第7条の6月15日の入学願書提出期限に抵触する上に、入学志望者は高等学校卒業後授業開始の7月11日までの間に徴兵猶予が中絶するという不都合もあった。

この問題については、1913（大正2）年1月15日および22日の教授会で審議され、4月14日に改正の運びとなった。こうして、工科大学のみ入学願期限を7月31日までとして先入権を撤廃し考査のうえ収容することとなった。

授業の開始

1911（明治44）年3月18日、文部省令第11号をもって工科大学に土木工学科・機械工学科・電気工学科・応用化学科・採鉱学科および冶金学科が置かれ、同年9月11日より授業開始の旨が示された（資料編I-110、pp.273-274）。

工科大学に集まった教官は、東京帝国大学の教授・助教授を主とし、高等工業学校教授・助教授、東京帝国大学や京都帝国大学を卒業して間もない新進の研究者などであった。これまでの古い世代の教官が技術を尊重し教育にあたってはまず「職人」になることを強調する傾向があったのに対し、九州帝国大学工科大学の若い世代の教官らは、技術に陥らず単なる外国追随ではない独創性をもった学問体系を築きあげるべきだと考えていた。

応用化学科などでは、西川虎吉教授の提唱でいち早く同窓会である「親和会」が組織された。また、採鉱学・冶金学教室でも、

情誼を厚くし怡愉の間互に切磋して技芸を磨き知識を進め、純潔なる心情と高雅なる品性とを涵養し、混濁紛糾の世に処して過つ所無く、更に進みては己を菲し微を積み久しきに亘りて易ることなく終に累ねて巨資と成し之を斯学親展の用に供へ、以て各匪躬の節を致し国家の期待に孤負する無からんことを期す（『甲寅会誌』第1号、1916年、p.2）

という趣旨で1914（大正3）年6月30日に「甲寅会」が設立され、若い教官と学生らはともに研鑽して励んだ。

